

ICSID 投資仲裁判断の国内裁判所による承認・執行と主権免除 – 英米の近時の判例を中心に –

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024年12月13日号

執筆者:

[石戸 信平](#)

s.ishido@nishimura.com

[富松 由希子](#)

y.tomimatsu@nishimura.com

[前田 基寛](#)

m.maeda@nishimura.com

I はじめに

海外投資を行う投資家が、投資受入国政府の不当な措置により損害を被ったとき、投資受入国との紛争を投資協定や自由貿易協定・経済連携協定の投資章（以下「投資関連協定」）に基づき投資仲裁に付託し、救済を求めることができる場合があります。その際、多くの投資家が ICSID 条約¹及び ICSID 仲裁規則を選択します。ICSID 条約に基づく投資仲裁の特徴の一つとして、同条約により、仲裁判断の承認・執行が申し立てられた ICSID 条約締約国の裁判所による ICSID 仲裁の手續等に関する審査が排除されていることが挙げられます。具体的には、同条約 53 条 1 項は ICSID 仲裁判断の拘束力を確認し、54 条 1 項はその仲裁判断を拘束力があるものとして「承認」し、自国の裁判所の確定判決とみなしてその仲裁判断により課される金銭上の義務を「執行」する義務を締約国に対して課し、同条 3 項は「強制執行」を現行法令に従って行うよう規定しています²。このことは、ニューヨーク条約に基づいて承認・執行が行われる ICSID 仲裁判断以外の投資仲裁判断の承認・執行訴訟においては、手續等の瑕疵や公序違反を理由に裁判所が承認・執行を拒絶することができることは対照的です。

他方で、ICSID 条約 55 条は、強制執行からの免除に係る国内法が同条約 54 条により影響を受けないことを確認しています。これは、国家が外国裁判所の管轄には服さないという、いわゆる主権免除の原則が、強制執行の場面については ICSID 条約 54 条の規定による影響を受けずに維持されることを確認したものとと言えます。では、強制執行の前提となる ICSID 仲裁判断の承認・執行手續については、国家は主権免除を有効に主張することができるのでしょうか。それとも、上記 ICSID 条約の規定により、国家の主権免除は、ICSID 仲裁判断の承認・執行手續に関して放棄されたとみなされるのでしょうか。

これから紹介する事件は、ICSID 条約 53 条から 55 条の全部または一部に基づき、締約国が承認・執行手續からの免除を放棄したか否かが争点となった事例です。英国控訴院の 2024 年 10 月の判決及び同控訴院が説得力のある先例として引用したオーストラリア連邦最高裁判所の 2023 年 4 月の判決では、ICSID 条約に

¹ 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（1966 年発効）

² 仲裁判断の「執行」という場合、①執行地の裁判所が当該仲裁判断の拘束力を認め同判断に国内裁判所の確定判決と同様の執行力を付与する段階（承認・執行）と②付与された執行力に基づき、物理的に債務者の財産を差し押さえる等して換価する段階（強制執行）を区別する必要があります。本ニュースレターで扱うのは、①に関する近時の国内裁判所の判例です。強制執行の問題については、[2023 年 1 月に Yukos 対ロシアの仲裁判断の強制執行に関しニュースレターを発行](#)していますので、こちらも併せてご覧ください。

基づき締約国の主権免除は放棄されたと解釈されました。他方で、米国 D.C.巡回区連邦控訴裁判所は、2024年8月及び11月に、ICSID条約への合意ではなく、投資関連協定に規定される投資家との仲裁合意を根拠として裁判権免除の放棄を確認し、この問題につき判断を行いませんでした³。

II ICSID条約に基づき主権免除が放棄されたと認めた英国及びオーストラリアの事例

1. 英国

Infrastructure Services 対スペイン事件及び Border Timbers 対ジンバブエ事件の2件のICSID案件において、投資家はいずれも勝訴し、受入国側による仲裁判断の取消申立てはいずれの事件においても却下されました⁴。投資家は、[仲裁（国際投資紛争）法（Arbitration \(International Investment Disputes\) Act 1966）](#)が定める仲裁判断の承認・執行に必要な登録（registration）の命令を英国高等法院（第一審）から取得したのに対し、スペイン及びジンバブエはそれぞれ[国家免除法（State Immunity Act 1978）](#)に基づき承認・執行手続からの免除を主張して登録命令の取消しを求めました。

国家免除法は、外国国家の英国の裁判権から免除の原則とその例外を規定します。本ニュースレターで問題とする例外規定は、（ア）当該外国国家が英国の裁判権に服すると事前に書面にて合意した場合（書面による合意には条約などの国際約束が含まれます。）に関する2条2項及び（イ）仲裁合意が存在する場合に関する9条1項です。

第一審はそれぞれ登録命令取消しの申立てを却下しましたが、ICSID条約54条に基づき主権免除が放棄されたか否かにつき正反対の解釈を示していました。スペインとジンバブエは控訴審で、国家免除法2条2項に関し、ICSID条約54条は締約国の主権免除が放棄されたと明記しておらず英国の裁判権に服するという事前合意を構成するものでないと主張しました。両国はまた、国家免除法9条1項の適用により国家が承認に関する裁判権に服するか否かを判断するためには、英国裁判所はまず仲裁合意の存否につき自ら判断する義務があり、合意の不在を主張する投資受入国はその主張を行う権利がある、と述べたうえで、スペインはInfrastructure Servicesとの仲裁合意の存在を否定し、ジンバブエはBorder Timbersが付託した紛争が仲裁合意の範囲外であると主張しました。

控訴院は2件を併合審理し、2024年10月に、ICSID条約54条により締約国は承認・執行手続からの免除を明らかに放棄しており、同条は国家免除法2条2項にいう事前の合意を構成するに十分であると認め、スペイン及びジンバブエがICSID仲裁判断の承認及び執行に関し英国の裁判権に服すると判断しました⁵。

³ 米国D.C.巡回区の判例は、ICSID条約及び仲裁規則に基づき付託された投資仲裁事件（ICSID案件）だけではなく、UNCITRAL仲裁規則に基づき合意された仲裁地の仲裁廷に付託された投資仲裁事件（UNCITRAL案件）についても主権免除の抗弁を検討していますが、このニュースレターでは、紙幅の都合上、ICSID案件についてのみ扱います。

⁴ *Infrastructure Services Luxembourg S.à.r.l. and Energia Termosolar B.V. v. Kingdom of Spain*, ICSID Case No. ARB/13/31, Award, 15 June 2018; Decision on Annulment, 30 July 2021; *Border Timbers Limited and others v. Republic of Zimbabwe*, ICSID Case No. ARB/10/25, Award, 28 July 2015; Decision on Annulment, 21 November 2021.

⁵ *Infrastructure Services Luxembourg SARL v Kingdom of Spain and Border Timbers Ltd v. Republic of Zimbabwe* [2024] EWCA Civ 1257.

2. オーストラリア

英国の控訴院は ICSID 条約 54 条の解釈にあたり、Infrastructure Services 対スペイン事件に関連して同じ問題を扱ったオーストラリア連邦最高裁判所の 2023 年の判断を精査し、非常に説得力を持つ論理構成に基づいた正しい結論だという見解を示して参考にしたうえで、同旨の解釈を導き出しました。

Infrastructure Services は、上記の対スペイン事件の仲裁判断の承認・執行をオーストラリアの[国際仲裁法 \(International Arbitration Act 1974\)](#) に基づいて申し立てました。第二審は同仲裁判断をスペインに対して拘束力のあるものとして承認し、国際仲裁法に基づき、当該判断の下での金銭上の義務につき投資家に有利な判決が登録されることを命じました。スペインはオーストラリアでの承認・執行手続からの免除を主張して上告しました。

オーストラリアの[外国国家免除法 \(Foreign States Immunities Act 1985\)](#) は外国国家のオーストラリアの裁判権からの免除の原則及び例外を定め、本件に関連する 10 条 2 項は、免除の例外として、外国国家が国際約束を含む「合意」に基づきオーストラリアの裁判権に服する場合を規定します。連邦最高裁判所は、ICSID 条約 53 条から 55 条に基づき締約国のオーストラリアの裁判権からの免除は放棄されたか、また、その場合、承認手続に関する裁判権のみに服するのか執行や強制執行に関する裁判権にも服するのか、という問題を検討しました。承認手続からの免除を主張するスペインは、外国国家免除法 10 条 2 項は、対象となる国際約束の文言に明示的な放棄が含まれる場合のみ、当該国家が裁判権に服す旨を規定しており、黙示的な放棄では不十分であると主張しました。

連邦最高裁判所は、国際法上、該当する国際約束が「放棄」という文言を明記していなくても、国際約束の文言及び文脈から、締約国の主権免除が放棄されたという含意が明白であれば足りると確認したうえで、ICSID 条約加盟国は、同条約 53 条から 55 条に合意することで、ICSID 仲裁判断の承認及び執行に関しオーストラリアの裁判権に服する（但し強制執行に関してはこの限りではない。）としました⁶。

III 54 条による免除放棄の問題に関する判断を行わなかった米国 D.C.巡回区の事例

英国とオーストラリアの裁判所が、投資受入国が国際約束により他国の裁判権に服することに合意したことを根拠として、仲裁判断を承認・執行する英国／オーストラリアの裁判権を確認したのに対し、米国の D.C.巡回区連邦控訴裁判所は、2024 年 8 月及び 11 月に、投資家と投資受入国との仲裁合意を根拠として米国の裁判権を確認しました。

米国の[外国主権免除法 \(Foreign Sovereign Immunities Act 1976\)](#) の下、外国国家は原則として裁判権免除を享受する (28 U.S.C. § 1604) と同時に、明示的と黙示的とのいかんを問わず外国国家がその主権免除を既に放棄している場合 (28 U.S.C. § 1605(a)(1))、また、私的当事者とのまたは私的当事者のための外国国家による仲裁合意の執行、または係る仲裁合意に従って下された仲裁判断の承認を目的として訴訟が提起された場合 (28 U.S.C. § 1605(a)(6))、そのような外国国家は一定の条件の下米国の裁判権に服します (下記で紹介する連邦控訴裁判所の判決で、§ 1605(a)(1)は「黙示的放棄例外」、§ 1605(a)(6)は「仲

⁶ Kingdom of Spain v. Infrastructure Services Luxembourg S.à.r.l. [2023] HCA 11.

裁例外」と呼称されています。)

NextEra 対スペイン事件及び 9REN 対スペイン事件 (いずれも ICSID 案件) において、投資家はそれぞれ勝訴しスペインによる取消申立てはいずれの事件においても却下されました⁷。スペインを相手取って投資家は米国 D.C.巡回区連邦地方裁判所に仲裁訴訟を提起し、同地方裁は仲裁例外を根拠として裁判権を認めました。

上記 2 件の事件を含む 3 件の投資仲裁案件に関する上訴を併合審理した米国 D.C.巡回区連邦控訴裁判所は、2024 年 8 月の判決で、投資家が仲裁例外及び黙示的放棄例外の両方に依拠したことを受け、黙示的放棄例外の適用の問題、即ち、ICSID 条約を締結することで承認・執行手続からの主権免除が放棄されたときみなされるかという問題は、米国 D.C.巡回区では未決であるとして触れず、仲裁例外に基づき主権免除が放棄されたことを確認しました (ニューヨーク州南部地区を含む第二巡回区は、ICSID 案件の仲裁判断の承認・執行訴訟につき、投資受入国が ICSID 条約の締約国であることを理由に黙示的放棄例外と仲裁例外を適用して、承認・執行訴訟からの免除を否定しました⁸)。スペインは、上記の ICSID 案件における投資家が EU 域内の投資家であり、エネルギー憲章条約 (ECT) 26 条の仲裁合意はスペインとそのような投資家の間には存在せず、仲裁例外の要件が充たされないと主張しましたが、連邦控訴裁判所は、スペインの抗弁は仲裁合意の存否ではなく範囲の問題であると結論付けました⁹。

また、上記のとおり英国で仲裁判断の承認・執行を申し立てた Border Timbers は、同じ判断の承認・執行を米国 D.C.巡回区でも申し立てました。同巡回区の連邦地方裁判所は、外国主権免除法の仲裁例外と黙示的放棄例外の双方に基づき、ジンバブエが手続から免除されないと判断しましたが、連邦控訴裁判所は、2024 年 11 月の判決で、仲裁例外に基づき手続からの免除を否定した連邦地方裁判所の判断を支持すると同時に、同例外が適用されることを理由に、黙示的放棄例外の適用につき判断しませんでした¹⁰。

IV 事例の意義及び今後の動向

英国及びオーストラリアの事例は、ICSID 仲裁判断では投資受入国が ICSID 条約締結国であることを根拠に他の締約国で承認・執行され得ること、また、仲裁合意の不在等を理由として仲裁廷の管轄を否定することにより承認・執行からの免除を投資受入国が主張できないことを確認した点で重要な判決といえます。

他方、今回黙示的放棄例外の適用に関する判断を行わず、仲裁合意の存在に基づき免除が放棄されたと認めた米国 D.C.巡回区連邦控訴裁判所は、2024 年 8 月の判決で ECT に基づき投資家との間に仲裁合意が存在したか否かは本案の問題であり、仲裁合意の有効性につき見解を述べるものではないと述べています。仲裁

⁷ *NextEra Energy Global Holdings B.V. and NextEra Energy Spain Holdings B.V. v. Kingdom of Spain*, ICSID Case No. ARB/14/11, Final Award, 31 May 2019; Decision on Annulment, 18 March 2022; *9REN Holding S.à.r.l. v. Kingdom of Spain*, ICSID Case No. ARB/15/15, Award, 31 May 2019; Decision on Annulment, 17 November 2022.

⁸ *Blue Ridge Investments, LLC v. Republic of Argentina*, 735 F.3d 72 (2d Cir. 2013).

⁹ *NextEra Energy Global Holdings B.V. et al. v. Kingdom of Spain*, Nos. 23-7031, 23-7032, 23-7038 (D.C. Cir. Aug. 16, 2024) (slip op.). スペインは連邦控訴裁判所大法廷 (en banc) での再審理を申し立てましたが、同申立ては 2024 年 12 月 2 日に棄却されました。

¹⁰ *von Pezold et al. v. Republic of Zimbabwe*, Nos. 23-7109, 23-7110 (D.C. Cir. Nov. 13, 2024).

合意の存否は ICSID 条約上仲裁廷または特別委員会が判断すべき事項であり、NextEra 対スペイン事件及び 9REN 対スペイン事件では、特別委員会が既に仲裁合意の不在を理由とする投資受入国による取消申立てを棄却していますが、このコメントが、米国 D.C.巡回区連邦地方裁判所が仲裁合意の存否につき新たに判断を行い得るといふ趣旨であるのかは、今後の同地方裁判所の判決を見る必要があります¹¹。関連する動きとして、ICSID 案件ではなく UNCITRAL 案件ですが、仲裁地オランダの最高裁判所が仲裁合意の存在を認める判断を出したことに依拠して、英国高等法院がこの論点に係る争点効を認め、投資家の承認・執行手続において投資受入国ロシアは再び仲裁合意の存否に関する主張を行えない、という判決を 2023 年に下しています¹²。ただ、投資受入国は上訴を認められたという報道情報があり、今後の動きが注目されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹¹ 同連邦地方裁判所は、別の ICSID 案件の仲裁判断の承認・執行訴訟において、スペインと同様の理由で EU 域内の投資家との仲裁合意を無効としたルーマニアの主張を審査しています。 *Ioan Micula et al. v. Government of Romania*, 404 F.Supp.3d 265 (D.D.C. 2019)。なお、この案件では投資家は黙示的放棄例外に基づく主張を行いませんでした。

¹² *Hulley Enterprises Limited, Yukos Universal Limited and Veteran Petroleum Limited v. The Russian Federation* [2023] EWHC 2704 (Comm)。